

(案)

令和8年度 ふるさと学習事業貸切バス賃貸借（単価契約） 特記仕様書

この特記仕様書（以下「仕様書」という。）は、教育長 銘苅 健（以下「発注者」という。）が発注する「ふるさと学習事業貸切バス賃貸借」に必要な事項を定める。

1 業務内容

市立小学校6校が実施する、ふるさと学習事業に係る貸切バスの運行を行う。

（1）運行台数：15台 ※ 予定数のため増減有り

1回の車両数は1校当たり2台から3台

（2）運行経路：各学校とふるさと学習施設への送迎

学校所在地は別表のとおり

（3）使用車両：大型バス（補助席を含め60席程度）

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年2月28日

（ふるさと学習実施予定期間：令和8年10月～令和9年2月）

3 単価について

単価には下記の料金を含むこと

（1）バスの借り上げ料（回送料含む）

（2）運転手の人件費

（3）燃料費

※有料自動車高速道路の費用は、発注者が負担する。

4 バスの配車及び運行管理

（1）利用日については、各学校から申し込むものとし、利用日当日は、配車時刻及び乗降場所に遅延なくバスを配車すること。やむを得ない事情により配車時刻及び配車場所を変更する場合は、速やかに利用校およびは発注者へ連絡すること。

（2）運行中のバスに異常が生じた場合は、短時間で代替のバスを手配すること。

（3）学校と協議し緊急時における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にしておくとともに、交通事故その他緊急事態が発生したときは、直ちに適切な処置を行うとともに、発注者へ連絡すること。

（4）地震・風水害等の自然災害等における運行については、速やかに対応について利用校と協議すること。

（5）運行中、児童の体調の変化があったときは、利用校の指示に従い対応すること。

5 損害賠償

- (1) 受注者が業務の履行において同乗者又は第三者に損害を与えた場合は、すべて受注者が賠償の責を負うものとする。
- (2) 運行中に発生した交通事故については、受注者が賠償の責を負うものとする。

6 損害賠償の免責

- (1) 発注者が法令又はこの契約に違反し、これによって発注者に損害が生じたとき。
- (2) その他受注者の責によらない事由により発注者に損害が生じたとき。

7 運行状況の報告

受注者は、各月ごとに各学校の運行状況（運行日時、運行台数）を明記した報告書を発注者へ提出するものとする。発注者は報告書を受けたときは、速やかに検収するものとする。

8 費用の支払い

- (1) 発注者は、報告書の検収後、受注者から適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内にこれを支払うものとする。
- (2) この契約の履行の開始日以降、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率に増減が生じた場合の委託料に係る消費税等の差額については、変更契約に基づき支払う。

9 キャンセルについて

- (1) 発注者および利用校の責によるキャンセル
受注者の定める規定による。（発注者に事前に通知すること）
- (2) 悪天候が理由でのキャンセル
悪天候のため、実施を延期する旨の報告があった場合は、利用校と延期について日程を調整することとし、キャンセル料は発生しないものとする。利用校からの延期の報告は実施日の前日までに行うものとする。

10 その他

この特記仕様書に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、発注者及び受注者で協議のうえ定めるものとする。